

ろう者の人権の変遷

1. モデルについて話し合ってみよう。

	() モデル	() モデル
(例) 肢体不自由 (車いす)	目の前に階段があるが上れない。	エレベーター、スロープにする。
聴覚障害者		

2. 「ろう者は昔は差別を受けていた」という話をよく聞きますが、人権の観点で どのように扱われてきたのでしょうか。田門弁護士が解説する動画を視聴して、聴覚障害のある人間として「人権の変遷」について考えたことを記述しなさい。

ろう者の人権の変遷

	日本の情勢	ろうあ運動
1950年代	1950年、()法の施行 …()モデルを強く反映、「()」の必要性が明記された。	・手話ができる()の設置運動 ・国立身体障害者リハビリテーションセンターの設立運動
1960年代	()広まる …当時のろう青年3名が参加 ()氏 ()氏 ()氏	1966年、()を京都で開催 ▶1960年代の背景 ・()事件 ・東京都中野区立会演説会 ・()取得
1970年代	民法()条 ()問題 …財産を自由に使えず、ローン等組めない。	これを受けて、1975年、全日本ろうあ連盟高田英一氏が国会で公述。 ⇒ 民法改正に繋がる
1980年代	1984年、身体障害者福祉法改正 …自立更正だけでなく、社会モデルの視点が入る「()」も明記される。	
1990年代	1990年、アメリカで()法が制定される …世界初の障害者差別禁止法	
	1997年、薬剤師法でろう者に免許を認めない事例が発生 1999年の法改正により、()についてろう者も認められるようになった。	差別法規改正運動を開始。 そのころ()問題が起きた。 ()の改正を求める運動が始まる。
2000年代	2001年、薬剤師、医師、看護師の法改正。但し、	()法の制定に向けて要請運動展開

	() 「ろうでも認めることがある」 というような内容	
	2006年、国連で「()」採択	
	2011年、障害者基本法改正 「差別禁止」 「()」明記	
	2013年、障害者差別解消法成立 公的機関は「()」 民間機関は「()」 鳥取県で全国初の () 制定	→ これから改正する必要がある これを受けて各地でも制定運動が始まる

*田門弁護士の手話言語条例に対する見解

～個人モデルから社会モデルへの変化～

差別がなくなっても () の問題

() 未確立 = 権利を出張せず () している

↓

『() が問題なのではないか』

◆ 「() モデル」-イギリス、() 博士提唱

ろう者を「()」として捉え、「もっと () を持つべき」という考え

ろう者が自分を見つめ直し、()・()・() に自信を持つために手話言語法や手話言語条例があると思う。手話独特の文法を持つ言語として一番大事。ろう者が普段使っている () や () にもっと自覚を持つことで、社会参加が進む。

↓

- ・()
- ・()